

別記第2号様式(第3条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

事業所 所在地  
名 称  
代表者の氏名 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、児童福祉法第21条の20の規定により届け出ます。

指定内容を変更した事業所	事業所番号																			
	事業所名称																			
	所在地																			
	サービスの種類																			
変更があった事項		変更の内容																		
		(変更前)									(変更後)									
1:事業所の名称																				
2:事業所の所在地																				
3:申請者の名称																				
4:主たる事務所の所在地																				
5:代表者の氏名及び住所																				
6:定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本																				
7:又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)																				
8:事業所の平面図及び設備の概要																				
9:事業所の管理者の氏名及び住所																				
10:事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所																				
11:運営規程																				
12:居室生活支援費の請求に関する事項																				
13:事業所の種別(併設型・空床型の別)																				
14:併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員																				
15:協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容																				
16:併設する施設がある場合の当該併設施設の概要																				
変更年月日		平成 年 月 日																		

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式(第3条関係)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

熊本県知事 様

事業所 所在地  
 名称  
 代表者の氏名 印

次のとおり事業の廃止(休止・再開)しましたので、児童福祉法第21条の20の規定により届け出ます。

		事業所番号									
廃止(休止・再開)する事業所	名 称										
	所 在 地										
廃止・休止・再開した年月日		平成 年 月 日									
廃止・休止した理由											
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)											
休止予定期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日									

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。  
 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

登 載 依 頼

熊 本 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 12 号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校

熊 本 県 教 育 庁 文 書 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

平 成 14 年 8 月 1 日

熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 今 村 潤 子

熊 本 県 教 育 庁 文 書 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令  
熊 本 県 教 育 庁 文 書 規 程 ( 昭 和 36 年 熊 本 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 50 号 ) の 一 部 を 次 の よう に  
改 正 す る。

第 55 条 第 2 項 の 表 中

第 32 条 第 1 項	別に定める	別に地方機関の長が定める	を
	総務企画課	文書取扱主任	

第 32 条 第 1 項	別に定める	別に地方機関の長が定める	に改める。
	総務企画課	文書取扱主任	
第 32 条 第 2 項、 第 3 項	各課長	各課長（課を置かない地方 機関にあっては主務者。）	

第 63 条 第 1 項 中 「 ( 第 13 号 を 除 く 。 ) 」 を 削 り 、 「 第 19 条 第 4 項 」 を 「 第 19 条 第 2 項 」  
に 改 め る。

第 64 条 第 1 項 中 「 第 3 項 及 び 」 を 削 り 、 同 条 第 2 項 の 表 中

第 32 条 第 1 項	別に定める	別に校長が定める	を
	総務企画課	文書取扱主任	

第 32 条 第 1 項	別に定める	別に校長が定める	に改める。
	総務企画課	文書取扱主任	
第 32 条 第 2 項、 第 3 項	各課長	主務者	

附 則  
こ の 訓 令 は 、 平 成 14 年 8 月 1 日 か ら 施 行 す る。

